

を下さる。略○申さてかのへんげの物をばうつぼ舟にいられて、流されけるとぞ聞えし。又應保の比をひ、二條院御在位の御時、ぬえといふけてう、禁中にないて、まばく、まんきんをなやまし奉る事有けり、然れば先例にまかせて、頼政をぞ召れける。比は五月二十日あまり、まだ宵の事なるに、ぬえたゞ一こゑをとづれて、二こゑともなかざりけり、めさす共まらぬやみでは有すがたかたちも見えざりければ、矢つぼをいづく共さだめがたし、頼政が謀に、先大かぶら取てつがひ、ぬえのこゑしたりけるだいの上へぞい上たる、ぬえかぶらの音に驚て、こくうにまばしぞひ、めいたる、次にこかぶら取てつがひ、ひいふつといきつて、ぬえとならべて前にぞおとしたる、

〔玉藥〕建曆二年八月七日、今朝女房等申之、此夜半西庭方鶴鳴云々、下○下驚令問之、子刻云々、即令占形各申之、病事重可然、辰巳我歳人可然、○病事以下云々、甲乙日可爲物忌云々、又召泰基問可立

避哉之否、申強不可、然由見本文不見云々、予故入道殿御時、度々有此事、何有異議哉、申候此上不能左右、早可避他所者、西鄰不宜最近故也、同は遠久可避也、然者今夜外無其日云々、仍且渡能季卿中

御門家、若君等具之、明朝可渡他所也、十一日、鶴物忌也、閉門○門下令通人、令修仁王講、僧一二口、修旬祓、陰陽師泰光、

〔吾妻鏡 三十三〕延應二年○仁治元年四月八日壬寅、子刻前武州御亭御廐侍、鶴鳴、九日癸卯、依鶴恠異於前武州公文所、被行百怪祭、

〔拾芥抄上本〕怪鳥成巢之時、十日之號丙甲乙十有二辰之號子丑十有二月之號病等如十有二歲之號攝格廿有八星之號角光等、於書方假屬懸其上者、鳥成恐去云々、永久三年七月之比、洛中有鶴

事、此時仙洞有此沙汰、度支郎并李部小卿被獻勘文、怪鳥之間事等也、

〔拾芥抄上本〕鶴鳴時歌  
ヨミヂ。鳥我カキモトニ鳴ツナリ人マデ聞ツユクタマモアラジ